

山梨県造林事業費補助金交付要綱

制定 昭和62年 9月 9日 森整第 8－ 54号
一部改正 令和 6年10月 1日 森整第 904 号

（趣旨）

第1条 知事は、木材生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能の調和を図りつつ適正な森林の造成を計画的かつ効果的に行うため、造林事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）、及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業の内容）

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる造林事業及びこれらに対する補助率等は、別表のとおりとする。

（補助金交付の条件）

第3条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、環境保全実施要領第12、農山漁村実施要領第2の1の（2）の①の別紙6の第8の6に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- （1） 環境保全実施要領の規定により転用等の届け出を行う場合は、造林地転用等届書（第1号様式）によるものとする。
- （2） 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（第6号様式）により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金（補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還すること。
- （3） 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）から、申請時の行為に関し委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

（財産の処分の制限）

第4条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの）については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は造林事業費補助金財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（事前計画書の提出）

第5条 農山漁村実施要領第2の1の（2）の別紙6の第4の3 機能回復整備事業の（1）のサ 花粉発生源植替えを実施する事業主体は、事前計画書（第8号様式）を、補助金申請を行う前に知事に提出しなければならない。

（補助金交付の申請）

第6条 事業主体又は代理申請者は、事業完了後速やかに造林事業費補助金交付申請書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）造林補助事業実績報告書（第3号様式）
- （2）造林地実測図（第4号様式）
- （3）納税対応状況報告書（第5号様式）
- （4）造林地位置図
- （5）前各号のほか、知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 知事は前条の申請を受理したときは、必要な竣工調査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適当と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

（恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付）

第8条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業の種類	補助率	事業主体	補助対象経費	備考
Ⅰ 森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業 （花粉発生源対策促進事業）	10分の4	県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	左記事業を実施するのに要する経費とし、事業内容、規模等は森林環境保全整備事業実施要領による。（花粉発生源対策促進事業にて民有林のスギ及びヒノキ人工林を、花粉の少ない苗木の転換のために伐採する場合は、その伐採に要する経費を含む。）	
		10分の5	上記の者が行う事業のうち、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網整備		
	2 特定機能回復事業 （1）森林緊急造成	10分の4	ア 県（ただし、県が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合（県が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、または路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。） イ 森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）		
		10分の5	ア 市町村（ただし、市町村が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合（市町村が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、または路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。） イ 森林整備法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）		
	（2）被害森林整備	10分の4	県、市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）		
	（3）重要インフラ施設周辺森林整備	10分の4	ア 県（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。） イ 森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）		
		10分の5	ア 市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。） イ 森林整備法人等（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）		
	（4）花粉発生源重点区域緊急対策	10分の10 ただし、県又は市町村が実施する場合は 10分の4	ア 県又は市町村（自ら所有する森林、森林所有者と別途通知で定める協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） イ 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と別途通知で定める協定を締結して事業を実施する場合に限る。）		
	（5）保全松林緊急保護整備事業	10分の7	県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策		

Ⅱ 農山漁村地域整備交付金	ア 保全松林健全化整備 イ 松林保護樹林帯造成		定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)及び民間事業者		
	1 共生環境整備事業 (1) 森林空間総合整備事業 (2) 絆の森整備事業 ア 行政支援タイプ イ 市民主導タイプ ウ 市民開放タイプ 2 機能回復整備事業 (1) 特定森林造成事業 ア 特定林地改良 イ 耕作放棄地等森林造成 ウ 花粉発生源対策促進事業	1 0 分の 7 1 0 分の 7 1 0 分の 7 1 0 分の 4 1 0 分の 4	県、市町村 県、市町村 森林経営計画等の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等 森林所有者のうち森林経営計画等の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者 県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体 県、市町村 県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	左記事業を実施するのに要する経費とし、事業内容、規模等は農山漁村地域整備交付金実施要領による	